

令和4年3月24日公布

我孫子市規則第18号

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和元年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

保育士	179,700	186,400	192,900		199,900
-----	---------	---------	---------	--	---------

」を

「

保育士	186,400	192,900	199,900		205,600
-----	---------	---------	---------	--	---------

」に

改める。

別表第2中

「

保健師	1,440	1,500	1,540	1,580	1,620	1,700					
助産師	1,440	1,500	1,540	1,580	1,620	1,700					
看護師	1,430	1,480	1,520	1,560	1,600	1,690	1,710	1,740	1,760	1,790	1,820

」を

「

保健師	1,580	1,610	1,640	1,670	1,700	1,730					
助産師	1,580	1,610	1,640	1,670	1,700	1,730					
看護師	1,430	1,480	1,520	1,560	1,600	1,690	1,710	1,740	1,760	1,790	1,820
看護師 (医療的 ケア)	1,550	1,570	1,600	1,690	1,710	1,740	1,760	1,790			1,820

」に、

「

社会福祉士	1,310	1,360	1,400	1,450	1,550	1,590	1,630	1,670	1,710	1,760	1,810
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

」を

「

社会福祉士	1,550	1,570	1,600	1,630	1,660	1,690	1,720	1,750	1,780		1,810
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--	-------

」に、

「生活相談員」を「生活相談・就労支援員」に、

「

婦人相 談員	1,000	1,030	1,070	1,110	1,150	1,220	1,250	1,290	1,320	1,350
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

」を

「

婦人相 談員	1,210	1,260	1,300	1,350	1,390	1,410				1,440
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--	--	--	-------

」に、

「

保育士	1,210	1,260	1,300						1,350
保育補助員	960								990
時間外保育補助員	1,070								1,100
放課後対策事業スタッフ	コーディネーター	1,210	1,260	1,300	1,350	1,390	1,420	1,450	1,470
	アドバイザー	1,210	1,260	1,300	1,350	1,390	1,420	1,450	1,470
	リーダー	1,210	1,260	1,300	1,350	1,390	1,420	1,450	1,470
	サブリーダー	1,170	1,210	1,260	1,300	1,350	1,390	1,410	1,440
	アシスタント	960							990

」を

「

保育士	1,260	1,300	1,350					1,390
保育補助員	990							1,020
時間外保育補助員	1,100							1,130
放課後対策事業スタッフ	コーディネーター	1,290	1,340	1,380	1,410	1,450	1,480	1,500
	アドバイザー	1,290	1,340	1,380	1,410	1,450	1,480	1,500
	リーダー	1,290	1,340	1,380	1,410	1,450	1,480	1,500
	サブリーダー	1,240	1,280	1,330	1,370	1,410	1,440	1,470
	アシスタント	990						1,020

」に、

「適応指導教室コーディネーター」を「教育支援センターコーディネーター」に、「適応指導教室指導員」を「教育支援センター指導員」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（同表の保育士の項から放課後対策事業スタッフの項までに係る部分を除く。）は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1及び別表第2（同表の保育士の項から放課後対策事業スタッフの項までに係る部分に限る。次項において同じ。）の規定は、令和4年2月1日から適用する。

(給料及び報酬の内払)

3 改正後の別表第1及び別表第2の規定を適用する場合には、改正前の別表第1及び別表第2の規定に基づいて支給された給料及び報酬は、改正後の別表第1及び別表第2の規定による給料及び報酬の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。